

2021 年のお知らせ

2021 年 10 月 5 日

対内直接投資等に関する業種を定める告示およびコア業種告示、特定取得に関する業種を定める告示およびコア業種告示が改正され、事前届出対象業種（指定業種）が追加されました（公布・施行日：10 月 5 日）。当該改正に伴い「告示一覧」を改訂したほか、「外為法 Q&A(2) 対内直接投資・特定取得編」の拡充等、以下の資料の改訂を行いました。

- 告示一覧（業種、コア業種等）
- 外為法 Q&A(2) 対内直接投資・特定取得編
- 指定業種に係る事業所管大臣一覧
- 照会先一覧
- 報告省令様式 22 の記入例・記入の手引

なお、改正に伴う経過措置が設けられていることにより、11 月 4 日より前に追加業種に係る対内直接投資等または特定取得を行う外国投資家は、追加業種に係る事前届出を行う必要はありませんが、11 月 4 日以降に追加業種に係る対内直接投資等または特定取得を行う場合、事前届出を行う必要があります。

2021 年 3 月 29 日

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正を受け、以下の資料を改訂しました。

- 報告制度等について
- 外為法 Q&A(4) 支払又は支払の受領に関する報告書とその他の報告書関係
- 報告省令様式 1、2 の様式
- 報告省令様式 1、2、3、4、45、46、47、48、52 の記入の手引
- 国際収支項目番号一覧・内容解説（別表第一） 目次、491 番の内容解説
- 「支払等報告書」に関する事例集